

令和 7 年度 亀岡中部農地整備事業  
桂川西工区整備工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	<p>令和7年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区整備工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和7年5月）」（URL：<a href="https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html">https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html</a>）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。</p> <p>なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき造成したは場周辺施設の補完的な整備を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市大井町並河地内	
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>整備工 1式</p>	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている100日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月27日（工事完了期限日）まで</p> <p>工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。</p> <p>なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。</p> <p>また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件		
1. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は17日（月平均）と想定している。	
2. 寒中コンクリート	<p>1) 本工事におけるコンクリート工事で冬季期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。</p> <p>2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和7年12月18日～令和8年2月18日を想定している。なお、受注者の都合による工事工程の変更に</p>	

項目	内容	摘要
	<p>より生じる数量の増減は、設計変更の対象としない。</p> <p>3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</p>	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。	
2. 第三者に対する措置		
(1) 騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(2) 境界対策	<p>本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>	
(3) 保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。	
(4) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。	
(5) 交通対策	<p>1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。</p> <p>2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。</p> <p>3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。</p> <p>このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならぬ。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。</p>	
(6) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。	
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
第5章 仮設工		
1. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	

項目	内容	摘要														
第6章 工事用地等	なお、受注者が任意で行った水替工は、契約変更の対象としない。															
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。															
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。															
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。															
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。															
第8章 工事用材料	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。															
1. 規格及び品質	<p>1) コンクリート</p> <p>コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スラブ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>水セメント比W/C (%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25</td> <td>65以下</td> <td>B</td> <td>張コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p>	種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25	65以下	B	張コンクリート	
種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的										
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	B	張コンクリート										
2. 見本又は資料提出	<p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。</p> <p>また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>計画配合表、試験成績書</td> </tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	コンクリート	計画配合表、試験成績書											
材料名	提出物															
コンクリート	計画配合表、試験成績書															
第9章 施工																
1. 一般事項																
(1) 一般事項	1) 施工中に発生する地表水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。															
	2) 測量、施工に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。															
(4) 地区境界	1) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。															
	2) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な箇所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。															

項目	内容	摘要																																														
(5) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集（令和7年5月）」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。																																															
(6) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。																																															
(7) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																																															
(8) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滯水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。																																															
2. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①仮設</td><td>仮設工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">②土工</td><td>土工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">③基礎</td><td>基礎工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">④本体構造</td><td>本体構造の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">⑥その他</td><td>その他の工事</td><td><input type="checkbox"/>手作業</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																																													
①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
⑥その他	その他の工事	<input type="checkbox"/> 手作業																																														
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																																														
4. 土工																																																
(1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																																															
5. 整地工 湧水処理	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。																																															
第10章 施工管理																																																
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。																																															
2. 施工管理																																																
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。																																															

項目	内容	摘要
第11章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土質</li> <li>② 転石の出現</li> <li>③ 湧水の出現</li> <li>④ 予想し得なかつた騒音規制、交通規制</li> <li>⑤ 第三者との協議によるもの</li> <li>⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現</li> <li>⑦ 関係機関との協議による変更</li> <li>⑧ 遠隔確認の施行を行う場合</li> <li>⑨ その他監督職員が認めた事項</li> </ul>	
第12章 その他		
1. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部</li> <li>・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</li> </ul>	
2. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
3. 週休2日による施工	<p>1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p>	

項目	内容	摘要												
	<p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>週単位の週休2日</th><th>月単位の週休2日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p>	項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
項目	週単位の週休2日	月単位の週休2日												
労務費	1.02	1.02												
共通仮設費（率分）	1.05	1.04												
現場管理費（率分）	1.06	1.05												
4. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。</p> <p>なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf</a></p> <p>2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>													

項目	内容	摘要
5. 共通仮設費分の適切な設計変更について	<p>(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>天災その他の不可抗力</p>	
第13章 天災その他不可抗力		
第14章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	